

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

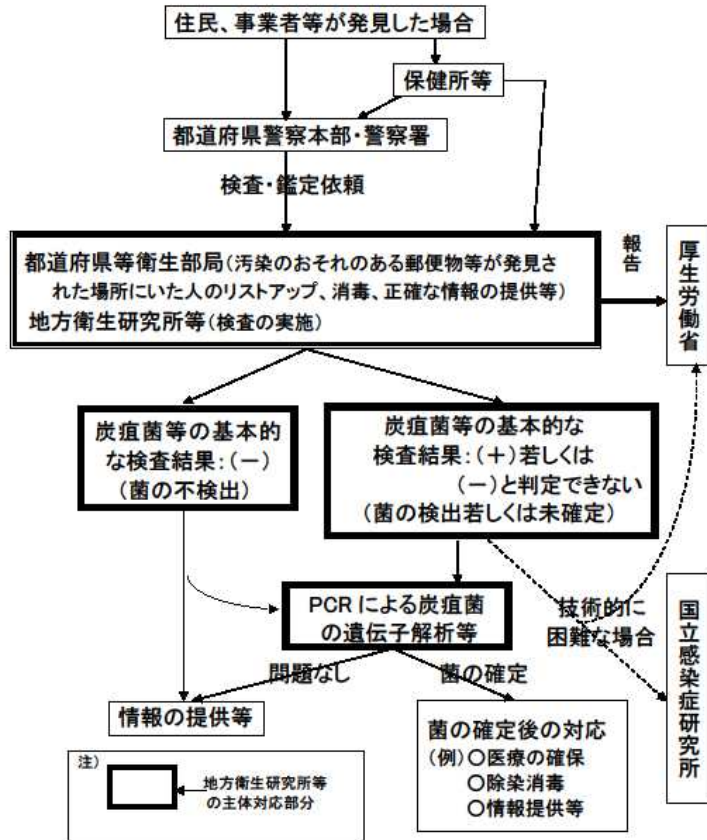
改正案	現行
<p>炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて</p> <p>(削る)</p> <p>第1 住民、事業者(郵便局、信書便事業者、宅配業者を含む。)等から炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等(信書便物、郵便局及び宅配業者の取り扱う荷物を含む。)が発見された旨通報があった場合</p> <p>住民、事業者等から、都道府県・保健所設置市・特別区の保健所等に直接通報があった場合には、当該事項について直ちに都道府県警察本部・警察署へ通報を行うよう指導されたい。</p> <p>住民、事業者等又は保健所から通報を受けた都道府県警察本部・警察署では、当該発見情報を確認することとしている。その後、貴職に対して、都道府県警察本部・警察署からの検査又は鑑定依頼があった場合には、貴下地方衛生研究所等において速やかに検査を開始するとともに、その旨速やかに厚生労働省健康局健康課地域保健室まで報告されたい。</p> <p>第2 上記の場合、検査又は鑑定依頼を受けた地方衛生研究所等においては、まず、P2又はこれと同等の施設において、炭疽菌等の基本的な検査(最低限グラム染色、可能であればギムザ染色及び芽胞染色を行い、顕微鏡で炭疽菌等の存在の有無を確認)を実施すること。(参考2として菌の同定手順の概説を示したので参照されたい。)</p> <p>その結果、</p>	<p>炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて</p> <p>第1 郵便局等(郵便物の受取人が当該郵便物を発見し、郵便局に通報した場合を含む。)において炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等が発見された場合</p> <p>当該郵便局等から所管の地方郵政監察局又は地区郵政監察室へ報告がされ、状況によっては、都道府県警察本部・警察署へ通報される。</p> <p>貴職に対して都道府県警察本部・警察署から検査又は鑑定依頼があった場合には、炭疽菌による脅迫郵便物等が社会的にも大きな問題となっている状況に鑑み、貴下地方衛生研究所等において速やかに検査を開始するとともにその旨速やかに厚生労働省健康局総務課地域保健室まで報告されたい。</p> <p>第2 住民又は宅配業者等から炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等が発見された旨通報があった場合</p> <p>住民又は宅配業者等から、都道府県・政令市・特別区の保健所等に直接通報があった場合には、当該事項について直ちに都道府県警察本部・警察署へ通報を行うよう指導されたい。</p> <p>住民等又は保健所から通報を受けた都道府県警察本部・警察署では、当該発見情報を確認することとしている。その後、貴職に対して、都道府県警察本部・警察署からの検査又は鑑定依頼があった場合には、貴下地方衛生研究所等において速やかに検査を開始するとともに、その旨速やかに厚生労働省健康局総務課地域保健室まで報告されたい。</p> <p>第3 上記のいずれの場合に関しても、検査又は鑑定依頼を受けた地方衛生研究所等においては、まず、P2又はこれと同等の施設において、炭疽菌等の基本的な検査(最低限グラム染色、可能であればギムザ染色及び芽胞染色を行い、顕微鏡で炭疽菌等の存在の有無を確認)を実施すること。(参考2として菌の同定手順の概説を示したので参照されたい。)</p> <p>その結果、</p>

改正案	現行
<p>① 「陰性」と判定される場合には、速やかに厚生労働省健康局健康課地域保健室に報告するとともに、必要に応じて関係方面等に情報提供すること。</p> <p>② 「陽性」又は「陰性か否かが判定できない」場合には、さらに炭疽菌等の遺伝子解析等による検査を実施すること。</p> <p>なお、貴下地方衛生研究所等において、炭疽菌等の遺伝子解析等が実施できない場合には、近隣の地方衛生研究所等を含め、速やかに依頼可能な機関に検査を依頼すること。それでも技術的対応が困難である場合には、国立感染症研究所又は厚生労働省健康局結核感染症課に相談の上、同研究所に検体を送付し確認を依頼されたい。</p> <p>(削る)</p>	<p>① 「陰性」と判定される場合には、速やかに厚生労働省健康局総務課地域保健室に報告するとともに、必要に応じて関係方面等に情報提供すること。</p> <p>② 「陽性」又は「陰性か否かが判定できない」場合には、さらに炭疽菌等の遺伝子解析等による検査を実施すること。</p> <p>なお、貴下地方衛生研究所等において、炭疽菌等の遺伝子解析等が実施できない場合には、近隣の地方衛生研究所等を含め、速やかに依頼可能な機関に検査を依頼すること。それでも技術的対応が困難である場合には、国立感染症研究所又は厚生労働省健康局結核感染症課に相談の上、同研究所に検体を送付し確認を依頼されたい。</p> <p><u>また、今回の事態に緊急に対応するため、平成13年10月25日に地方衛生研究所等の担当者を対象として、「炭疽菌の検査法に関する講習会」を実施することとしているので活用されたい。</u></p>
<p><u>第3</u> 上記の第1の場合、関係機関と連携の上、保健所等を中心として、炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等が発見された際にその場所にいた全ての人をリストアップするとともに、必要に応じてそれらの方々に対し検体採取及び検体検査、消毒、炭疽菌に対する正確な情報の提供を行うこと。さらに、炭疽菌等により 汚染された可能性のある場所の消毒等を適切に行うこと。</p> <p>以上については、警察庁、総務省、国土交通省とも協議済みである。</p> <p>なお、本通知は、炭疽菌等の生物剤への対処について示したものであり、化学剤への対処については別途適切に対応することが必要である。化学剤に関しては、都道府県警察の科学捜査研究所及び警察庁の科学警察研究所においても対応可能であることを申し添える。</p>	<p><u>第4</u> 上記の第1及び第2のいずれの場合においても、関係機関と連携の上、保健所等を中心として、炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等が発見された際にその場所にいた全ての人をリストアップするとともに、必要に応じてそれらの方々に対し検体採取及び検体検査、消毒、炭疽菌に対する正確な情報の提供を行うこと。さらに、炭疽菌等により 汚染された可能性のある場所の消毒等を適切に行うこと。</p> <p>以上については、警察庁、郵政事業庁、国土交通省とも協議済みである。</p> <p>なお、本通知は、炭疽菌等の生物剤への対処について示したものであり、化学剤への対処については別途適切に対応することが必要である。化学剤に関しては、都道府県警察の科学捜査研究所及び警察庁の科学警察研究所においても対応可能であることを申し添える。</p>

改正案

現行

参考1
炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等への対応



参考1
炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等への対応

